

# 「鹿児島市電子納品運用ガイドライン(案)【建築・設備編】」策定概要

建築課

## 1 策定の基本的考え方

建築・設備工事等における電子納品について、鹿児島県ガイドラインに準拠した鹿児島市電子納品運用ガイドライン(案)【土木・農林水産編】を元に、鹿児島市電子納品運用ガイドライン(案)【建築・設備編】を策定した。

## 2 適用年月日

令和5年4月1日以降に課発する案件（工事・業務）より適用

## 3 概要

### (1) 電子納品を適用する事業

建設局建築部において発注する建築・設備に関する設計・地質調査・測量の委託業務及び工事

### (2) 電子納品実施計画

令和5年度より試行を開始し、以下の通り本格運用を目指す。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
対象規模の目安 (設計金額)	全ての委託業務 (試行)			全ての委託業務
	2千万円以上の 工事(試行)	1千万円以上の 工事(試行)	5百万円以上の 工事(試行)	全ての工事